

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の車輛入園許可証の交付について

第1条 国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の「入園許可証」の交付は下記のとおりとする。

1. 「公園事務所・公園管理事業者」許可証について国営沖縄記念公園事務所（以下、「公園事務所」という。）と公園管理事業者の業務用車輛を対象に許可証を交付する。

指定ゲートは「全ゲート」とし、入園許可期間は「3年10ヶ月」、入園時間区分は「通し」とする。

2. 「年間維持管理業務」許可証について、公園維持管理業務などの年間契約をしている業者が使用する業務用車輛を対象に交付する。

指定ゲートは「全ゲート」とし、入園許可期間は「3年10ヶ月」、入園時間区分は「通し」とする。

3. 「その他」の許可証について、1・2の対象車輛以外の業務用車輛を対象に許可証を交付する。

指定ゲート、入園許可期間、入園時間区分を設定する。

4. 「駐車許可証」について、財団職員の通勤用使用車輛を対象に交付する。

第2条 「車輛入園許可証交付申請書」の取扱いについては下記のとおり行う。

1. 「車輛入園許可証交付申請書（年間維持管理業務）」について、第1条2「年間維持管理業務」許可証の交付を受けようとする者を対象とする。

2. 「車輛入園許可証交付申請書（その他）」について、第1条3「その他」許可証の交付を受けようとする者を対象とする。

第3条 「入園許可証発行台帳」の取扱いについては下記のとおりとする。

1. 「年間維持管理業務」許可証を交付した車輛を台帳管理する。

2. 「その他」許可証を交付した車輛を台帳管理する。

第4条 作業用車輛以外で、人の移動のみを目的とした車輛入園については、許可証の交付を認めない。

第5条 入園車輛の業務内容や入園目的の確認できない業務用車輛については、許可証の交付を認めない。

第6条 申請に必要な提出書類と注意点は下記のとおりとする。

1. 「車輛入園許可証交付申請書」について

担当職員の押印、車輛入園を申請する業者の会社印があるか確認する。

2. 車検証の期限が入園申請期間中有効であること、あわせて車輛規格が入園可能なものであるかどうか確認する。

何らかの理由により、必要に応じ証書の写しをとる場合もある。

3. 任意の自動車保険証（入園申請期間中有効なもの）の加入有無、あわせて対人・対物補償に入っているか確認する。

何らかの理由により、必要に応じ証書の写しをとる場合もある。

第7条 入園が可能な車輛規格は、車体総重量が11トン未満の中型車輛以下のものとする。ただし、大型車輛・特殊車輛については、事前調整において運行ルートの安全が確認できた車輛についてはその限りではない。

第8条 入園車輛に「社名表示」のない業務用車輛については、許可証の交付を認めない。

「社名表示」がない場合、仮設の「社名表示」を車体の左右両サイドに貼り付ける。また表示の大きさは視認できる範囲とする。

第9条 園内の業務実施場所に応じて、公園利用者の安全確保に配慮して、「南ゲート」、「備瀬ゲート」、「通用門」、「水族館管理用ゲート」、「P8ゲート」、「全ゲート」の中から適切なゲートを指定する。

第10条 入園許可期間は、期間を確認し設定する。

※「その他」許可証の交付を受ける場合に限る。

第11条 入園時間区分は、「開園時間内」か「開園時間外」のいずれかとする。

※「その他」許可証の交付を受ける場合に限る。

第12条 下記「公園内車輛運行厳守事項」を設定する。厳守事項は、業務担当者より許可証の交付を受ける者へ説明する。また「車輛入園許可証」の裏面に記載し、常に運転手が公園利用者の安全を意識するよう車輛全面ガラスへの掲示を義務付ける。

1. 入園車輛は、ゲートで一時停止を行い警備員の検閲（入園許可証の提示等）を得てから入園すること。
2. 所定の入園時間区分に所定のゲートから出入りすること。業務外の不必要な場所に立ち入らぬこと。
3. 公園内の制限速度は時速20km以下とする。
4. 横断歩道では一旦停止を確実に行うこと。
5. クラクションは、原則として使用を禁止する。
6. 公園内では、歩行者優先とする。
7. 歩行者とすれ違う場合や追い越す場合は、歩行者の行動に注意し、十分減速する。
8. 混雑時には、安全確認がとれるまで停止とする。
9. 駐停車中のアイドリングを禁止する。
10. 運転中の喫煙や携帯電話の使用を禁止する。
11. 入園中は、許可証を車輛前方に明示しなければならない。
12. 許可証の有効期限が切れた時は、直ちに返却し必要に応じ更新手続きをとること。
13. 車輛を離れる際には、サイドブレーキを引き、傾斜地等においては車止めを設置すること。

第13条 下記「公園内車輛運行注意事項」を設定する。厳守事項は、業務担当者より許可証の交付を受ける者へ説明する。また「車輛入園許可証」の裏面に記載し、常に運転手が公園利用者の安全を意識するよう車輛前面ガラスへの掲示を義務付ける。

1. 園内を走行する際は、公園利用者及び諸施設の安全に細心の注意を払うこと。
2. 公園利用者の快適な公園利用を妨げてはならないよう運転及び作業方法に留意すること。
3. 駐停車の際は、公園利用者の妨げにならないよう配慮すること。

第14条 「公園内車輛運行厳守事項」の違反が重度、又は酒気帯びや不良行為があった場合は、車輛入園許可証を没収するとともに違反の度合いに応じて罰則を科す。

第15条 許可期限の終了した車輛入園許可証は、許可外使用を未然に防止すること目的にすべて回収する。

園路車輛通行規制について

(凡例)

○通行可能区域

園内を車輛で走行する事が可能な区域
※本区域内において、緊急の場合を除きパトランプ又は警告灯(ハザードランプ)を点灯させることを禁止する。

○通行規制区域

園内における車輛走行を制限(規制)する区域
※電気遊覧車、公園パトカー、公園マイクロバス、緊急車輛、公用車については通行可能とする。
※園内施設、設備の管理・補修、塵芥回収、植栽管理、緊急を要する納品などに係る作業用業務車輛について、その走行を認める。ただし、来園者の往来が激しいときの走行については、パトランプもしくは警告灯(ハザードランプ)点灯させて周囲に十分注意を払うこと。

○通行禁止A区域

園内における開園時間内の車輛走行を禁止する区域
※電気遊覧車、公園パトカー、公園マイクロバス、緊急車輛、公用車については通行可能とし、その他の車輛においては、開園時間内の本区域への進入を禁止する。

○通行禁止B区域

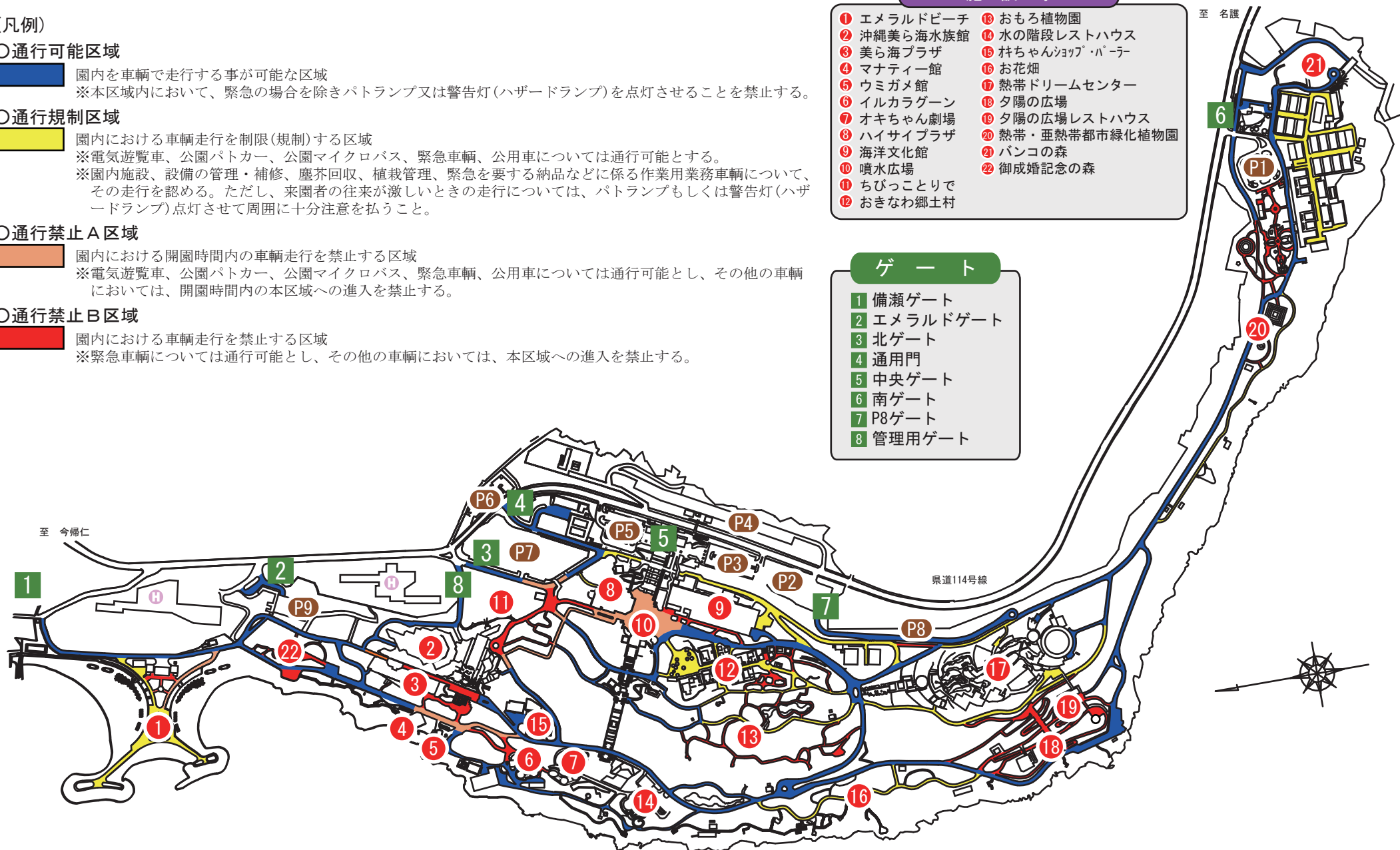
園内における車輛走行を禁止する区域
※緊急車輛については通行可能とし、その他の車輛においては、本区域への進入を禁止する。

施設等

- | | |
|------------|-----------------|
| ① エメラルドビーチ | ⑬ おもろ植物園 |
| ② 沖縄美ら海水族館 | ⑭ 水の階段レストハウス |
| ③ 美ら海プラザ | ⑮ 杵ちゃんショップ・バー |
| ④ マナティ館 | ⑯ お花畑 |
| ⑤ ウミガメ館 | ⑰ 熱帯ドリームセンター |
| ⑥ イルカラグーン | ⑱ 夕陽の広場 |
| ⑦ オキちゃん劇場 | ⑲ 夕陽の広場レストハウス |
| ⑧ ハイサイプラザ | ⑳ 熱帯・亜熱帯都市緑化植物園 |
| ⑨ 海洋文化館 | ㉑ パンコの森 |
| ⑩ 噴水広場 | ㉒ 御成婚記念の森 |
| ⑪ ちびっことりで | |
| ⑫ おきなわ郷土村 | |

ゲート

- | |
|------------|
| 1 備瀬ゲート |
| 2 エメラルドゲート |
| 3 北ゲート |
| 4 通用門 |
| 5 中央ゲート |
| 6 南ゲート |
| 7 P8ゲート |
| 8 管理用ゲート |



車輛入園許可証交付マニュアル

目的	許可基準	交付マニュアル
入園ゲートでの警備員の検閲を簡素化することを目的とする。	<u>1.「車輛入園許可証」の様式を改め、4つに区分する。</u> 一、「公園事務所・公園管理事業者」許可証 (別紙6－①)※A4サイズ 二、「年間維持管理業務」許可証 (別紙6－②)※A4サイズ 三、「その他」許可証 (別紙6－③)※A4サイズ 四、「駐車許可証」 (別紙6－④)※A4サイズ	1.「入園許可証」の交付は下記のとおりである。 一、「公園事務所・公園事業者」許可証について公園事務所と公園管理事業者の業務用車輛を対象に許可証を交付する。 ※指定ゲートは「全ゲート」とし、入園許可期間は「3年10ヶ月」、入園時間区分は「通し」とする。 二、「年間維持管理業務」許可証について公園維持管理業務などの年間契約をしている業者が使用する業務用車輛を対象に交付する。 ※指定ゲートは「全ゲート」とし、入園許可期間は「3年10ヶ月」、入園時間区分は「通し」とする。 三、「その他」の許可証について 一、二、の対象車輛以外の業務用車輛を対象に許可証を交付する。 ※後項のマニュアルに基づき、指定ゲートと入園許可期間、入園時間区分を設定する。 四、「駐車許可証」について 公園管理事業者の通勤用使用車輛を対象に交付する。
「入園許可証」の改正に伴い、申請書を2種類に二分することで交付手続きの簡素化を図ることを目的とする。	<u>2.「車輛入園許可証交付申請書」の様式を下記のとおりとする。</u> 一、「車輛入園許可証交付申請書(年間維持管理業務)」 (別紙6－⑤) (別紙6－⑤－2) 二、「車輛入園許可証交付申請書(その他)」 (別紙6－⑥) (別紙6－⑥－2)	2.「車輛入園許可証交付申請書」の取扱いについては下記のとおり行う。 一、「車輛入園許可証交付申請書(年間維持管理業務)」について前項の二、「年間維持管理業務」許可証の交付を受けようとする者を対象とする。 二、「車輛入園許可証交付申請書(その他)」について前項の三、「その他」許可証の交付を受けようとする者を対象とする。 ※「公園事務所・公園管理事業者」許可証と「駐車許可証」については、申請の必要はないものとする。 (ただし、許可車輛については、一覧表を作成し常に最新の内容で管理する)

目的	許可基準	交付マニュアル
	3.「入園許可証発行台帳」の様式は下記のとおりとする。 一、「年間維持管理業務」許可証発行台帳(別紙6－⑦) 二、「その他」許可証発行台帳(別紙6－⑧)	3.「入園許可証発行台帳」の取り扱いについては下記のとおりとする。 一、「年間維持管理業務」許可証を交付した車輛を台帳管理する。 二、「その他」許可証を交付した車輛を台帳管理する。
<u>入園車輛を制限し、公園利用者の安全を確保することを目的とする。</u>	4. <u>作業用車輛以外で、人の移動のみを目的とした車輛入園については、許可証の交付を認めない。</u>	4.「車輛入園許可証交付申請書」の業務内容や入園目的を確認する。
	5. <u>(公園事務所担当又は公園管理事業者担当)窓口にて、入園車輛の業務内容や入園目的の確認ができない業務用車輛については、許可証の交付を認めない。</u>	5. 車輛入園を必要とする業者は、業務担当職員承認の上、(公園事務所担当又は公園管理事業者担当)窓口にて申請することを義務付ける。また、車輛入園の必要性について、窓口にてヒヤリングする。
	6. <u>申請に伴う提出書類に不備がある場合は、許可証の交付を認めない。</u>	6. 申請に必要な提出書類を確認する。 一、「車輛入園許可証交付申請書」について ※業務担当職員の押印があるか確認する。 ※車輛入園を申請する業者の会社印の押印があるか確認する。 二、車検証の期限が有効か確認する。 ※下記項目を了承しているか確認。 ・入園可能な車輛規格である。 ・車検証の期限は入園申請期間中有効であること。(要更新) ・必要に応じ、公園事務所又は公園管理事業者に求められた際は、車検証の写しを提示する。 三、任意の自動車保険証の加入有無を確認する。 ※下記項目を了承しているか確認。 ・保険期間は入園申請期間中有効であること。(要更新) ・対人、対物補償に加入している。 ・必要に応じ、公園事務所又は公園管理事業者に求められた際は、保険証の写しを提示する。
	7. <u>入園が可能な車輛規格は、車体総重量が11トン未満の中型車両以下のものとする。ただし、大型車輛・特殊車輛については、事前調整において運行ルートが安全が確認できた車幅についてはその限りではない。</u>	7. 車輛入園を必要とする業者は、車検証から車輛規格を確認し、中型車両以下のものかどうか確認する。 ※車体総重量が11トン以上の大型車輛又は特殊車輛については、園路のルート指定などが必要となるため、事前に調整を行う。

目的	許可基準	交付マニュアル
<u>園内を走行する業務用車両を明確に把握することを目的とする。</u>	<u>8. 入園車両に「社名表示」のない業務用車両については、許可証の交付を認めない。</u>	8. 園内を走行する業務用車両の所属が把握できるよう、「車両入園許可証交付申請書」にて社名表示の有無を確認する。 ※「社名表示」がない場合、仮設の「社名表示」を車体の左右両サイドに貼り付ける。(業務担当職員対応) また、表示の大きさは視認できる範囲とする。
園内における走行距離及び走行時間を短縮し、公園利用者の安全を確保することを目的とする	<u>9. 使用可能なゲートの指定を行う。</u>	9. 業者及び業務担当職員より園内の業務実施場所を開き、公園利用者の安全確保に配慮し、「南ゲート」、「備瀬ゲート」、「通用門」、「水族館管理用ゲート」、「P8ゲート」、「全ゲート」の中から適切なゲートを指定する。 ※複数指定可 ※「その他」許可証の交付を受ける場合に限る。
入園許可期間の適正化を図り、不要な入園車両を排除することを目的とする。	<u>10. 入園許可期間は必要条件を確認し、設定する。</u>	10. 業者及び業務担当職員より入園許可期間を確認し、設定する。 ※「その他」許可証の交付を受ける場合に限る。
園内における走行時間帯を制限し、公園利用者の安全を確保することを目的とする。	<u>11. 入園時間区分は必要条件を確認し、決定する。</u>	11. 業者及び業務担当職員より入園時間区分を確認し、「開園時間内」か「開園時間外」のいずれかとする。 ※「その他」許可証の交付を受ける場合に限る。

目的	許可基準	交付マニュアル
公園利用者の快適な公園利用と安全を確保することを目的とする。	<u>12.「公園内車輛運行厳守事項」を設定する。</u> 1. 入園車輛は、ゲートで一時停止を行い警備員の検閲(入園許可証の提示等)を得てから入園すること。 2. 所定の入園時間区分に所定のゲートから出入すること。業務外の不必要な場所に立ち入らぬこと。 3. 公園内の制限速度は時速 20km 以下とする。 4. 横断歩道では一旦停止を確実に行うこと。 5. クラクションは、原則として使用を禁止する。 6. 公園内では、歩行者優先とする。 7. 歩行者とすれ違う場合や追い越す場合は、歩行者の行動に注意し、十分減速する。 8. 混雑時には、安全確認がとれるまで停止とする。 9. 駐停車中のアイドリングを禁止する。 10. 運転中の喫煙や携帯電話の使用を禁止する。 11. 入園中は、許可証を車輛前方に明示しなければならない。 12. 許可証の有効期限が切れた時は、直ちに返却し必要に応じ更新手続きをとること。 13. 車輛を離れる際には、サイドブレーキを引き、傾斜地等においては車止めを設置すること。	12.「車輛入園許可証」の発行時に厳守事項について、公園管理事業者担当窓口にて説明を行う。また「車輛入園許可証」の裏面に記載し、常に運転手が公園利用者の安全を意識するような車輛全面ガラスへの掲示を義務付ける。
	<u>13.「公園内車輛運行注意事項」を設定する。</u> 1. 園内を走行する際は、公園利用者及び諸施設の安全に細心の注意を払うこと。 2. 公園利用者の快適な公園利用を妨げてはならないよう運転及び作業方法に留意すること。 3. 駐停車の際は、公園利用者の妨げにならないよう配慮すること。	13.「車輛入園許可証」の交付時に注意事項について、公園管理事業者担当窓口にて説明を行う。また「車輛入園許可証」の裏面に記載し、常に運転手が公園利用者の安全を意識するよう、車輛全面ガラスへの掲示を義務付ける。
園内における車輛走行の安全管理を徹底することを目的とする。	<u>14.「公園内車輛運行厳守事項」の違反が重度、又は酒気帯びや不良行為があった場合は、車輛入園許可証を没収するとともに違反の度合いに応じて罰則を科す。(別紙6－⑨)</u>	
	<u>15. 許可期限の終了した車輛入園許可証は許可外使用を未然に防止すること目的にすべて回収する。</u>	

公園内車輛運行注意事項及び厳守事項に違反した罰則

対象となる違反行		「公園内車輛注意事項」に違反した行為	「公園内車輛厳守事項」に違反した行為及び物損事故等	「公園内車輛運行厳守事項」を大きく逸脱した酒気帯びその他悪質な不良行為並びに人身事故等
罰則の内容		罰則1	罰則2	罰則3
罰則の対象	違反車輛について	当該車輛の車輛入園許可を1年間認めない。	当該車輛の車輛入園許可を1年間認めない。	無期限の車輛入園許可証発行禁止
		車輛入園許可の再申請時には契約書の提出を義務づける。	車輛入園許可の再申請時には契約書の提出を義務づける。	
	違反者(運転手)について	公園内における1ヶ月間の運転禁止	公園内における3ヶ月間の運転禁止	公園内における無期限の運転禁止
		禁止期間経過後に、公園内での運転を行う際には、契約書の提出を義務づける。	禁止期間経過後に、公園内での運転を行う際には、契約書の提出を義務づける。	
	同一業者の他の車輛入園許可車輛について	指導を行う。	指導を行う。	全車輛の1ヶ月以上6ヶ月以内の入園禁止
			契約書の提出を義務づける。	入園禁止期間は違反内容及び事故等の程度により決定する。公園内での車輛運行を再開する際には、契約書の提出を義務づける。
	同一業社の(違反行為後)の新規車輛入園許可申請	指導の上、許可する。	指導の上、許可する。	1ヶ月以上6ヶ月以内の申請不許可
			申請の際には、契約書の提出を義務づける。	禁止期間は違反内容及び事故の程度により決定する。公園内での車輛運行を申請する際には、契約書の提出を義務づける。